

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

一 目的の改正

奄美群島における定住の促進を図ることとする。

(第一条関係)

二 基本理念及び責務の創設

1 基本理念

奄美群島の振興開発のための施策は、奄美群島が我が国の領域の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、奄美群島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資することを旨として講ぜられなければならないものとする。

(第二条関係)

2 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、1の基本理念にのっとり、奄美群島の振興開発のために必要な施策を策定

し、及び実施する責務を有するものとする。

(第三条関係)

三 奄美群島振興開発基本方針

奄美群島振興開発基本方針に定める事項として、新たに再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項を追加するとともに、奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する基本的な事項に人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬（以下「人の往来等」という。）に要する費用の低廉化を追加するもの等とすること。

(第四条第二項関係)

四 奄美群島振興開発計画

1 奄美群島振興開発計画の策定について努力義務化するものとする。

(第五条第一項関係)

2 振興開発計画に定める事項について、三の奄美群島振興開発基本方針の改正に準じた改正を行うとともに、例示化するものとする。

(第五条第二項関係)

3 奄美群島内の市町村は、振興開発計画が定められていない場合には、単独で又は共同して、鹿児島県に対し、振興開発計画を定めることを要請することができるものとし、この場合においては、当該奄美群島市町村に係る振興開発計画の案を添えなければならないものとする。

(第五条第六項関係)

4 3による要請があったときは、鹿児島県は、速やかに、振興開発計画を定めるよう努めるものとする。
(第五条第七項関係)

5 奄美群島市町村は、振興開発計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(第五条第八項関係)

五 交付金事業計画及びこれに基づく措置の創設

1 交付金事業計画の作成

(1) 鹿児島県は、振興開発計画に基づく事業のうち、鹿児島県が実施する奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業（奄美群島市町村その他の者が実施する事業であつて、鹿児島県が当該事業に要する経費の全部又は一部を負担するものを含む。）を実施するための計画（以下「交付金事業計画」という。）を作成することができるものとする。
(第八条第一項関係)

(2) 交付金事業計画には、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利

便性の向上に資する事業に関する事項及び計画期間を記載するものとし、交付金事業計画の目標等を記載するよう努めるものとする。

(第八条第二項及び第三項関係)

(3) 鹿児島県は、交付金事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、奄美群島市町村その他の関係者の意見を聴くよう努めるものとする。

(第八条第四項関係)

(4) 鹿児島県は、交付金事業計画に奄美群島市町村その他の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該奄美群島市町村その他の者の同意を得なければならぬものとする。

(第八条第五項関係)

(5) 鹿児島県は、交付金事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(第八条第六項関係)

2 交付金の交付等

(1) 鹿児島県は、(2)の交付金を充てて交付金事業計画に基づく事業の実施をしようとするときは、当該交付金事業計画をそれぞれの事業を所管する大臣に提出しなければならないものとする。

(第九条第一項関係)

(2) 国は、鹿児島県に対し、(1)により提出された交付金事業計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができるとすること。

(第九条第二項関係)

(3) (2)の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

(第九条第三項関係)

3 計画の実績に関する評価

鹿児島県は、2の(2)により交付金の交付を受けたときは、交付金事業計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、交付金事業計画に基づく事業の実施状況に関する調査及び分析を行い、交付金事業計画の実績に関する評価を行わなければならないものとし、評価を行ったときは、その内容を公表するよう努めるものとする。

(第十条関係)

六 産業振興促進計画及びこれに基づく措置の創設

1 産業振興促進計画の認定

(1) 奄美群島市町村は、単独で又は共同して、振興開発計画に即して、当該奄美群島市町村の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他の産業の振興を促進するための計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができるものとする。

(第十一条第一項関係)

(2) 産業振興促進計画には、計画区域、振興すべき業種、実施する事業の内容及び実施主体に関する事項並びに計画期間を記載するものとし、産業振興促進計画の目標等を記載するよう努めるものとする。

(第十一条第二項及び第三項関係)

(3) 産業振興促進計画には、奄美群島特例通訳案内士育成等事業に関する事項等を記載することができるものとする。

(第十一条第四項関係)

(4) 奄美群島市町村は、産業振興促進計画に事業の内容及び実施主体に関する事項を記載しようとするときは、あらかじめ、実施主体として定めようとする者の同意を得なければならないものとする。

(第十一条第五項関係)

(5) (2)の事業を実施しようとする者等は、奄美群島市町村に対して、産業振興促進計画を作成するこ

とを提案することができるとし、この場合においては、当該提案に係る産業振興促進計画の素案を作成して、これを提示しなければならないものとする。 (第十一条第六項関係)

(6) 主務大臣は、産業振興促進計画の認定の申請があつた場合において、産業振興促進計画が振興開発計画に適合するものであること、その実施が計画区域における産業の振興及び雇用機会の拡充に相当程度寄与するものであると認められること等の基準に適合すると認めるときは、関係行政機関の長の同意を得て、その認定をするものとする。 (第十一条第八項及び第九項関係)

(7) 主務大臣は、認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならないもの等とすること。 (第十二条関係)

2 報告の徴収

主務大臣は、認定を受けた奄美群島市町村に対し、認定を受けた産業振興促進計画（以下「認定産業振興促進計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができるもの等とすること。

(第十四条関係)

3 措置の要求

主務大臣又は関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に1の(3)の事項が記載されている場合において、事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定奄美群島市町村に対し、当該事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができるものとする。

(第十五条関係)

4 認定の取消し

(1) 主務大臣は、認定産業振興促進計画が1の(6)の基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとし、この場合において、当該認定産業振興促進計画に1の(3)の事項が記載されているときは、主務大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならないものとする。

(第十六条第一項関係)

(2) (1)の通知を受けた関係行政機関の長は、認定の取消しに関し、主務大臣に意見を述べることができ、きるものとする等。

(第十六条第二項から第四項まで関係)

5 通訳案内士法の特例

奄美群島市町村が、奄美群島特例通訳案内士育成等事業に関する事項を記載した産業振興促進計画

について、主務大臣の認定を受けたときは、認定を受けた奄美群島市町村が行う当該認定に係る認定計画区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該認定計画区域の区域において、奄美群島特例通訳案内士となる資格を有するものとする。

(第十七条関係)

6 旅行業法の特例

(1) 奄美群島市町村が、観光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画について、主務大臣の認定を受けたときは、当該観光旅客滞在促進事業のうち、旅行業法第三条の旅行業者代理業の登録を受け、又は同法第六条の四第三項の規定による届出をしなければならないものについては、当該認定の日において、これらの規定による登録を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

(第十八条第一項関係)

(2) 奄美群島内限定旅行業者代理業者(1)により旅行業法第三条の登録を受けたものとみなされた者をいう。は、その営業所に、旅行業務取扱管理者に代えて、奄美群島内限定旅行業務取扱管理者を選任することができるものとする。

(第十八条第四項関係)

7 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例

奄美群島市町村が、補助金等交付財産活用事業に関する事項を記載した産業振興促進計画について、主務大臣の認定を受けたときは、当該認定の日において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすものとする。

(第十九条関係)

8 農地法等による処分についての配慮

国の行政機関の長又は鹿児島県知事は、認定産業振興促進計画に記載された計画区域内の土地を認定産業振興促進計画に記載された事業の用に供するため農地法等の規定による許可等を求められたときは、当該許可等が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとする。

(第二十条関係)

9 中小企業者に対する配慮

国及び地方公共団体は、認定産業振興促進計画に記載された計画区域において、中小企業者が認定産業振興促進計画に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。

(第二十一条関係)

七 配慮規定

1 医療の確保等

- (1) 国及び地方公共団体は、奄美群島に居住する妊婦が健康診査を受診する等の機会を確保するため、当該妊婦が居住する島に妊婦の健康診査等に係る保健医療サービスを提供する病院等が設置されていないことにより、当該妊婦が当該島の区域外の病院等に健康診査の受診等のために必要な通院等をしなければならぬ場合における当該通院等に対する支援について適切な配慮をするものとする。
(第二十二条第七項関係)

- (2) 鹿児島県は、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画を作成するに当たっては、奄美群島において必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。
(第二十二条第八項関係)

2 交通の確保等

国及び地方公共団体は、奄美群島における住民の生活の利便性の向上等を図るため、人の往来等に要する費用の低廉化について特別の配慮をするものとする。
(第二十三条関係)

3 農林水産業その他の産業の振興

(1) 国及び地方公共団体は、奄美群島の周辺の海域の漁場において漁業者が安定的に水産業を営むことが出来るよう、水産動植物の生育環境の保全及び改善について適切な配慮をするものとする事。

(第二十四条第二項関係)

(2) 国及び地方公共団体は、奄美群島の特性に即した産業の振興を図るため、産業の振興等に寄与する人材の育成及び確保等について適切な配慮をするものとする事。

(第二十四条第三項関係)

4 生活環境等の整備

国及び地方公共団体は、奄美群島における定住の促進に資するため、住宅の整備及び水の安定的な供給の確保、廃棄物の適正な処理等について適切な配慮をするものとする事。

(第二十七条関係)

5 介護給付等対象サービス等の確保等

国及び地方公共団体は、奄美群島における介護給付等対象サービス等の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保等について適切な配慮をするものとする事。

(第二十八条関係)

6 保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減

国及び地方公共団体は、奄美群島と他の地域との間の保健医療サービス、介護サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差の是正を図るため、奄美群島における住民がこれらのサービスを受けるための住民の負担の軽減について適切な配慮をするものとする事。

(第三十条関係)

7 防災対策の推進

国及び地方公共団体は、奄美群島において、災害を防除し、及び災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するため、奄美群島において、国土保全施設の整備等の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする事。

(第三十一条関係)

8 自然環境の保全及び再生

国及び地方公共団体は、奄美群島における自然環境の保全及び再生に資するため、生態系の維持又は回復を図るための措置その他の必要な措置について適切な配慮をするものとする事。

(第三十二条関係)

9 再生可能エネルギー源の利用の推進等

(1) 国及び地方公共団体は、奄美群島の自然的特性を踏まえ、再生可能エネルギー源の利用の推進に

ついて適切な配慮をするものとする。

(第三十三条第一項関係)

- (2) 国及び地方公共団体は、奄美群島における住民の生活の利便性の向上等を図るため、奄美群島における石油製品の価格の低廉化に関する施策の推進について適切な配慮をするものとする。

(第三十三条第二項関係)

10 教育の充実等

- (1) 国及び地方公共団体は、奄美群島において、子どもの修学の機会確保に資するため、奄美群島内の島の区域内に高等学校等が設置されていないことにより、当該島の区域外に所在する高等学校等へ生徒が通学する場合における当該通学に対する支援等について適切な配慮をするものとする。

(第三十四条第一項関係)

- (2) 国及び地方公共団体は、奄美群島における教育の特殊事情に鑑み、教員等の定員の算定及び奄美群島に所在する公立の高等学校等に勤務する教員等の定員の決定について特別の配慮をするものとする。

(第三十四条第二項関係)

11 地域文化の振興等

国及び地方公共団体は、奄美群島において、奄美群島において伝承されてきた多様な文化的所産の担い手の育成について適切な措置が講ぜられるよう努めるものとする事。 (第三十五条関係)

12 観光の振興及び地域間交流の促進

国及び地方公共団体は、奄美群島における観光の振興について適切な配慮をするものとする事。

(第三十六条関係)

八 実施体制の強化等

1 奄美群島振興開発審議会への報告

主務大臣は、毎年、奄美群島の振興開発に関して講じた施策について、奄美群島振興開発審議会に報告するものとする事。 (第四十一条関係)

2 主務大臣の追加

奄美群島振興開発基本方針及び奄美群島振興開発計画に係る主務大臣について、従来の国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣のほか、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣を追加するものとする事。 (第五十九条関係)

九 奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長するものとする。 (附則第一項関係)

十 その他所要の改正を行うものとする。

第二 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正

一 目的の改正

小笠原諸島における定住の促進を図ることとする。 (第一条関係)

二 基本理念及び責務の創設

1 基本理念

小笠原諸島の振興開発のための施策は、小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域及び大陸棚の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資することを旨として講ぜられなければならないものとする。 (第二条関係)

2 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、1の基本理念にのっとり、小笠原諸島の振興開発のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。こと。
(第三条関係)

三 小笠原諸島振興開発基本方針

小笠原諸島振興開発基本方針に定める事項として、新たに雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項、人の往来等に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保に関する基本的な事項等を追加するものとする。こと。
(第五条第二項関係)

四 小笠原諸島振興開発計画

1 小笠原諸島振興開発計画の策定について努力義務化するものとする。こと。
(第六条第一項関係)

2 振興開発計画に定める事項について、三の小笠原諸島振興開発基本方針の改正に準じた改正を行うとともに、例示化するものとする。こと。
(第六条第二項関係)

3 小笠原村は、振興開発計画が定められていない場合には、東京都に対し、振興開発計画を定めることを要請することができるものとし、この場合においては、振興開発計画の案を添えなければならぬ

いものとする。

(第六条第五項関係)

4 3による要請があつたときは、東京都は、速やかに、振興開発計画を定めるよう努めるものとする。

(第六条第六項関係)

5 小笠原村は、振興開発計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(第六条第七項関係)

五 産業振興促進計画及びこれに基づく措置の創設

1 産業振興促進計画の認定

(1) 小笠原村は、振興開発計画に即して、小笠原諸島の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他の産業の振興を促進するための計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができるものとする。

(第十一条第一項関係)

(2) 産業振興促進計画には、振興すべき業種、実施する事業の内容及び実施主体に関する事項並びに計画期間を記載するものとともに、産業振興促進計画の目標等を記載するよう努めるものとする。

(第十一条第二項及び第三項関係)

(3) 産業振興促進計画には、小笠原諸島特例通訳案内士育成等事業に関する事項等を記載することができるものとする。 (第十一条第四項関係)

(4) 小笠原村は、産業振興促進計画に事業の内容及び実施主体に関する事項を記載しようとするときは、あらかじめ、実施主体として定めようとする者の同意を得なければならないものとする。 (第十一条第五項関係)

(5) (2)の事業を実施しようとする者等は、小笠原村に対して、産業振興促進計画を作成することを提案することができるものとし、この場合においては、当該提案に係る産業振興促進計画の素案を作成して、これを提示しなければならないものとする。 (第十一条第六項関係)

(6) 国土交通大臣は、産業振興促進計画の認定の申請があつた場合において、産業振興促進計画が振興開発計画に適合するものであること、その実施が小笠原諸島における産業の振興及び雇用機会の拡充に相当程度寄与するものであると認められること等の基準に適合すると認めるときは、関係行政機関の長の同意を得て、その認定をするものとする。 (第十一条第八項及び第九項関係)

(7) 国土交通大臣は、認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を

行わなければならないもの等とすること。

(第十二条関係)

2 報告の徴収

国土交通大臣は、小笠原村が認定を受けたときは、認定を受けた産業振興促進計画（以下「認定産業振興促進計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができるもの等とすること。

(第十四条関係)

3 措置の要求

国土交通大臣又は関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に1の(3)の事項が記載されている場合において、事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、小笠原村に対し、当該事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができるものとする事。

(第十五条関係)

4 認定の取消し

- (1) 国土交通大臣は、認定産業振興促進計画が1の(6)の基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとし、この場合において、認定産業振興促進計画に1の(3)の事項が記載されているときは、国土交通大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨

を通知しなければならないものとする。

(第十六条第一項関係)

- (2) (1)の通知を受けた関係行政機関の長は、認定の取消しに関し、国土交通大臣に意見を述べることが出来るものとする等。

(第十六条第二項から第四項まで関係)

5 通訳案内士法の特例

小笠原村が、小笠原諸島特例通訳案内士育成等事業に関する事項を記載した産業振興促進計画について、国土交通大臣の認定を受けたときは、小笠原村が認定を受けた産業振興促進計画に基づいて行う通訳案内に関する研修を修了した者は、小笠原諸島において、小笠原諸島特例通訳案内士となる資格を有するものとする。

(第十七条関係)

6 旅行業法の特例

- (1) 小笠原村が、観光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画について、国土交通大臣の認定を受けたときは、当該観光旅客滞在促進事業のうち、旅行業法第三条の旅行者代理業の登録を受け、又は同法第六条の四第三項の規定による届出をしなければならないものについては、当該認定の日において、これらの規定による登録を受け、又は届出をしたものとみなすもの

とすること。

(第十八条第一項関係)

(2) 小笠原諸島内限定旅行者代理業者 (1)により旅行業法第三条の登録を受けたものとみなされた者をいう。)は、その営業所に、旅行業務取扱管理者に代えて、小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を選任することができるものとする事。

(第十八条第四項関係)

7 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例

小笠原村が、補助金等交付財産活用事業に関する事項を記載した産業振興促進計画について、国土交通大臣の認定を受けたときは、当該認定の日において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二條に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすものとする事。

(第十九条関係)

8 中小企業者に対する配慮

国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、中小企業者が認定産業振興促進計画に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする事。

(第二十条関係)

六 配慮規定

1 交通の確保等

国及び地方公共団体は、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上等を図るため、人の往来等に要する費用の低廉化について特別の配慮をするものとする。こと。
(第二十四条関係)

2 農林水産業その他の産業の振興

(1) 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の周辺の海域の漁場において漁業者が安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の生育環境の保全及び改善について適切な配慮をするものとする。こと。
(第二十六条第二項関係)

(2) 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の特性に即した産業の振興を図るため、産業の振興等に寄与する人材の育成及び確保等について適切な配慮をするものとする。こと。
(第二十六条第三項関係)

3 就業の促進

国及び地方公共団体は、小笠原諸島の住民等の小笠原諸島における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充及び実践的な職業能力の開発等のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

すること。

(第二十七条関係)

4 生活環境等の整備

国及び地方公共団体は、小笠原諸島における定住の促進に資するため、住宅の整備及び水の安定的な供給の確保、廃棄物の適正な処理等について適切な配慮をするものとする。

(第二十八条関係)

5 介護給付等対象サービス等の確保等

国及び地方公共団体は、小笠原諸島における介護給付等対象サービス等の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保等について適切な配慮をするものとする。

(第二十九条関係)

6 高齢者の居住用施設の整備

国及び地方公共団体は、小笠原諸島における高齢者の福祉の増進を図るため、高齢者の居住の用に供するための施設の整備について適切な配慮をするものとする。

(第三十条関係)

7 保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減

国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域の間の保健医療サービス、介護サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差の是正を図るため、小笠原諸島における住民がこれらのサービスを受けるための住民の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。 (第三十一条関係)

8 医療の確保等

(1) 国及び地方公共団体は、小笠原諸島に居住する妊婦が健康診査を受診する等の機会を確保するため、当該妊婦が居住する島に妊婦の健康診査等に係る保健医療サービスを提供する病院等が設置されていないことにより、当該妊婦が当該島の区域外の病院等に健康診査の受診等のために必要な通院等をしなければならない場合における当該通院等に対する支援について適切な配慮をするものとする。 (第三十二条第二項関係)

(2) 東京都は、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画を作成するに当たっては、小笠原諸島において必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。 (第三十二条第三項関係)

9 自然環境の保全及び再生

国及び地方公共団体は、小笠原諸島における自然環境の保全及び再生に資するため、生態系の維持又は回復を図るための措置その他の必要な措置について適切な配慮をするものとする。

(第三十三条関係)

10 再生可能エネルギー源の利用の推進等

(1) 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の自然的特性を踏まえ、再生可能エネルギー源の利用の推進について適切な配慮をするものとする。

(第三十四条第一項関係)

(2) 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上等を図るため、小笠原諸島における石油製品の価格の低廉化に関する施策の推進について適切な配慮をするものとする。

(第三十四条第二項関係)

11 防災対策の推進

国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、災害を防除し、及び災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するため、小笠原諸島において、国土保全施設の整備等の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

(第三十五条関係)

12 教育の充実等

(1) 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、子どもの修学の機会の確保に資するため、小笠原諸島内の島の区域内に高等学校等が設置されていないことにより、当該島の区域外に生徒が居住して高等学校等へ通学する場合における当該居住に対する支援について適切な配慮をするものとする。

(第三十六条第一項関係)

(2) 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における教育の特殊事情に鑑み、教員等の定員の算定及び小笠原諸島に所在する公立の高等学校等に勤務する教員等の定員の決定について特別の配慮をするものとする。

(第三十六条第二項関係)

(3) 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実に ついて適切な配慮をするものとする。

(第三十六条第三項関係)

13 地域文化の振興等

国及び地方公共団体は、小笠原諸島において伝承されてきた多様な文化的所産の保存等及び当該文

化的所産の担い手の育成について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする事。

(第三十七条関係)

14 観光の振興及び地域間交流の促進

国及び地方公共団体は、小笠原諸島における観光の振興について適切な配慮をするものとする事。

(第三十八条関係)

七 小笠原諸島振興開発審議会への報告

国土交通大臣は、毎年、小笠原諸島の振興開発に関して講じた施策について、小笠原諸島振興開発審議会に報告するものとする事。

(第四十九条関係)

八 小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長するものとする事。

(附則第二項関係)

九 その他所要の改正を行うものとする事。

第三 その他(附則)

この法律の施行期日を定めるとともに、所要の経過措置等の規定を設けるものとする事。